平成２７年（フ）第２００号
群馬県渋川市渋川562番地２
債務者　明幸フォトサービスこと　清水　千明
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４５１号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東２丁目８番21号
債務者　甲斐真虎人
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上地　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２４６号
静岡県沼津市三枚橋町６番１号　フレッグ三枚橋４Ｆ
債務者　池谷　公良
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　哲行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
静岡県沼津市三枚橋町６番１号　フレッグ三枚橋４Ｆ
債務者　池谷　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　哲行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５６８号
仙台市青葉区八幡２丁目12番11号　光洋荘７号館306
債務者　小島えりか
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３７８３号
堺市南区赤坂台４丁23番２号
債務者　藤原　　隆
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０号
広島市東区矢賀１丁目５番40号、申立時の住所広島市西区己斐上３丁目３番42―301号
債務者　田中　宏和
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３０号
広島県大竹市玖波４丁目３番21号
債務者　植永　秀信
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６４号
広島市中区宝町５番28―401号
債務者　スタンドＭＩＭＩこと　沖屋三津美
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片島　由賀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６９号
広島市西区三滝本町１丁目17番７号
債務者　音楽スタジオコンチェルトこと　渡邊　朋子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸川　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２号
沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真105番地
債務者　奥間　政猛
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４６号
秋田県湯沢市駒形町字八面村尻381番地２
八面定住促進住宅１号棟
債務者　渡部　博子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第７０号
岐阜県安八郡神戸町大字安次56番地の２
債務者　植木都志子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
愛知県岡崎市米河内町字稲葉21番地、前住所愛知県豊川市御油町上河原５番地　エクシード御油101号
債務者　畔柳　智幸
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
三重県伊勢市大世古１丁目２番８号　コーポロイヤル103
債務者　世古　邦雄
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第３０４７号
大阪市中央区難波千日前６番17―205号
債務者　蘐山　正人
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６４５号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目２番８―302号
債務者　宮　　善彦
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部